

請願・陳情



9月定例会では、請願3件を新たに受理し、1件を採択、2件を継続審査としました。陳情は15件を受理し、全議員及び執行機関に陳情文書表を配付しました。採択した請願の要旨は次のとおりです。

自閉症・情緒障害特別支援学級を設置することについて

国が平成14年と24年に全国の公立小・中学校に行った調査によると、知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示すと担任教師が回答した児童生徒の割合はそれぞれ6.3%と6.5%でした。一方、平成21年度の自閉症・情緒障害学級(以下「情緒固定級」という。)の在籍及び情緒障害等通級指導の利用実態では、都内で、いずれかの学級に在籍または利用する児童・生徒は、0.6%でした。東京都教育委員会は、平成22年に策定した東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画で、次のように述べています。

〔特別支援教室と〕あわせて、自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)の計画的な配置を進めることで通常の学級、特別支援教室、通級指導学級及び固定学級の役割分担を明確にした『重層的な支援体制』を確立し、発達障害の程度等にに応じた教育内容・方法の充実と適切な就学のより一層の推進を図ります。この実施計画を踏まえ、現在、多摩26市ではその7割以上に当たる19市が情緒固定級を設置しています。令和3年度時点、小・中学校合わせた数字で、青梅市では31学級、多摩市では25学級あります。既に設置済みの幾つかの市ではニーズに応じて学級

意見書

9月定例会では1件の意見書を可決し、関係機関へ送付しました。(要旨)

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて議会としての意思を意見として議会と、国会または関係行政庁に文書で提出するものです。(地方自治法第99条)

関する陳情を行ったところ、本年第2回定例会において、全会一致で意見付採択されました。この陳情の願意は、①放課後等デイサービスの専門的支援加算は、児童発達支援事業と同様に、5年以上経験のある保育士・児童指導員も対象に含めるように、国に働きかけてください。②放課後等デイサービスの専門的支援加算の対象に、5年以上経験のある保育士・児童指導員を含めるまでの間、それに代わる何らかの手だてを、東京都として緊急に取ってください、というものです。この願意を早急に具体化するなどの支援策が求められています。

令和3年4月から、障害福祉サービスの報酬改定が実施されました。放課後等デイサービスでは、多くの事業所が大幅に減収となり支援の質を保つことが難しくなります。そのため、障害児放課後グループ連絡会・東京が東京都議会に、放課後等デイサービスへの緊急的な支援に

よって本市議会は、東京都に対し、次の事項を求めます。1 障害児放課後グループ連絡会・東京が東京都議会に陳情をして、意見付採択された願意に基づき、東京都として支援策を早急に具体化してください。東京都知事宛て

現在、小平市内には情緒固定級の設置を待ち望んでいる発達障害の子もやその家族は多く、ニーズは十分にあります。今、この瞬間にも、居場所がなく不登校で苦しんでいる子どもが何人もいます。どうか、この状況を見逃さないでください。

以上理由により、次の事項についてお願いいたします。1 市立小学校・中学校それぞれ少なくとも1校に、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置を検討してください。 請願者 小平市学園東町1丁目 波瀆 千恵 外358人

閉会中継続審査の請願一覧

議会運営委員会

請願第9号 市民からの陳情を議会で審議することを求めることについて

請願第10号 請願者の住所、氏名のホームページや議会報上での取扱いの変更と、採択された陳情、請願の処理状況の公表を求めることについて

市民と議会の意見交換会をオンライン (Zoom) で開催します

今回は、9月定例会の報告と市政全般についての意見交換を行ったのち、常任委員会班ごとにわかれ、それぞれのテーマについて意見交換を行います。

詳しい内容は以下のとおりです。ご参加をお待ちしています。

市の情報はあなたに届いていますか？
～市報・ホームページ・SNS～
担当：総務委員会班

コミュニティの力でコロナ禍を乗り越えよう
～市民の自治会参加を向上させる取組について～
担当：生活文教委員会班

いのちを守る
～健康・介護・子どもなど～
担当：厚生委員会班

いつまでも住みやすい小平を目指して
～公共交通・脱炭素・マナー啓発～
担当：環境建設委員会班

日程 11月21日(日) 午後2時から午後4時まで
会場 オンライン (Zoom) 開催 (会場での開催はありません。)
費用 無料 (通信料は自己負担となります。)
定員 35人 (先着順)
申込み 11月19日(金) 正午まで
市議会ホームページ (https://www.city.kodaira.tokyo.jp/gikai/092/092969.html) から申込みください。
※申込みをいただく前に同サイト記載の注意事項をご確認ください。QRコードは右記のとおり。

問合せ 議会事務局 ☎042 (346) 9566



議員の寄附行為は禁止されています

政治家が、選挙区内の人や団体にあいさつ状(答礼のための自筆によるものは除く)を出したり、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

あしがき

9月定例会では様々な議案等について活発な議論が交わされました。今後も分かりやすい紙面づくりに努めてまいります。お気づきの点がございましたら議会事務局にお寄せください。

〒187-1871 小平市小川町二丁目

☎042 (346) 9566
FAX 042 (346) 9567